

徳島県告示第九十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社三葉	福岡県北九州市小倉南区葛原一丁目二番三五号	COMPASS・松茂wing	板野郡松茂町広島字南ノ川四三―一	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和四年一月 一日
株式会社かもな	徳島市名東町一丁目二〇三―一	こどもサポート教室かもな	徳島市名東町一丁目二〇三―一	同	同 二月 一日
有限会社ケアーズ	吉野川市鴨島町鴨島八七九番地 浦島ビル一〇五	ブロッサムジュニア 徳島北教室	板野郡松茂町広島字東裏二四―五	同	同